

独占禁止懇話会第 179 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 3 月 18 日（火）13：30～15：30

2. 場所 公正取引委員会 大会議室

3. 出席者

【会員】根岸会長，井手会員，内田会員，翁会員，榎野会員，北原会員，古城会員，児玉会員，斎藤会員，高橋会員，舟田会員，三村会員，村上会員，森本会員，レイク会員

【全国消費者団体連絡会】阿南氏

【公正取引委員会】竹島委員長，山田委員，濱崎委員，後藤委員，神垣委員

【公正取引委員会事務総局】伊東事務総長，寺川首席審判官，舟橋総括審議官，中島官房審議官（国際担当），齋藤官房審議官（経済取引担当），松山経済取引局長，鵜瀬取引部長，山田審査局長

4. 議題

（１）独占禁止法等の改正法案について

（２）公正取引委員会の消費者行政について

5. 議事

根岸会長 定刻になりましたので，本日の独占禁止懇話会を開始させていただきます。本日は二つの議題が予定されております。一つは独占禁止法等の改正法案について，二つ目は公正取引委員会の消費者行政について公正取引委員会から御説明を受け，御意見をいただくということです。

本日の二つ目の議題におきまして，公正取引委員会の消費者行政について御議論いただくわけですが，消費者団体所属の会員の皆様，全国消費者団体連絡会の神田会員，主婦連合会の佐野会員，日本生協連の山下会員が今日はいずれも所用のため欠席ということですので，本日は消費者団体の立場から議論に御参加いただくということで，全国消費者団体連絡会の阿南さんに御出席いただいています。

それでは早速ですが，本日の最初の議題である独占禁止法等の改正法案の議事に入りたいと思います。平成 19 年 10 月のこの懇話会におきまして，その当時，公正取引委員会が公表した独占禁止法の改正等の基本的考え方について御議論いただいたわけですが，先日の 3 月 11 日に独占禁止法等の改正法案が国会に提出されたということですので，この改正法案について，松山経済取引局長，齋藤審議官から御説明をお願いします。

齋藤官房審議官（経済取引担当） 担当の審議官をしています齋藤でございます。よろしくお願ひいたします。まず資料を御確認いただきたいと思います。封筒の中にいろいろ資料が入っていますが，右肩に「独禁懇 179-1」と書いた 2 枚紙の資料を御

覧いただきたいと思います。

そこに法案提出の経緯等と書いていますが、もう皆様御案内のことかと思えますけれども、平成 17 年、前回の改正の際に附則で、施行後 2 年以内にいろいろ検討して、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものというふうにされたわけでした、それを受けて官房長官のもとに基本問題懇談会という形で 2 年間にわたって御議論いただきました。

その成果を受けたものが報告書として、平成 19 年 6 月に取りまとめられたところです。この報告書を受けまして、公正取引委員会としての考え方を平成 19 年 10 月 16 日にお示したところです。その考え方については前回の独占禁止懇話会、この場において皆様方に紹介させていただいています。

その後、与党（自民党・公明党）におきまして精力的に御検討いただき、通常年内に終わるところを、年をまたいで引き続いて御議論いただきまして、2 月末に与党の中で合意をいただきまして、3 月 11 日に閣議決定までこぎつけたものです。国会に提出されましたのも同じ 3 月 11 日ということになっています。

他方、民主党でも並行して議論が行われていますけれども、この国会提出を受けまして先週、民主党でこの法案についての正式のヒアリングもしていただいたところです。この後、国会で御審議をいただきまして、私どもとしては今国会中にこの法案の成立を期したいと考えているところです。

なお、施行については、この紙の下の方に書いてありますけれども、「公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲で政令で定める日」となっていますが、心づもりとしては来年の春を施行日として想定しています。

この 2 枚紙の 2 枚目。改正法案の概要ということで項目が並べられています。それぞれについては、この後、横長の資料で更に御説明したいと思いますけれども、10 月 16 日にお示したもののからの主な変更点を三つ、これを使いながら御紹介したいと思います。

一つは課徴金の適用範囲の拡大のところですが、不公正な取引方法について課徴金を導入するということになりました。横長の資料ですと、1 の（1）の（イ）です。不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束という四つの類型について、同一の違反類型を繰り返した場合という条件つきではありますが、課徴金の適用対象とするということです。

2 点目は、この紙の一番下のほうに審判制度の見直し（附則第 19 条）というところがあります。平成 19 年 10 月時点においては、懇談会の報告書の内容も受けて、公正取引委員会としては、審判制度については当面現状維持という考え方で改正項目にも盛り込まないという方針でしたけれども、その後、与党での御議論がありまして、結果的には、附則の中で「全面にわたって見直すものとし、（平成）20 年度中に検討を加え」という項目が入ったものです。

3点目ですが、この紙には書いていませんが、お手元の資料の中に分厚い冊子として、独占禁止法の改正のものと消費者契約法の改正のものと2点あります。ここに二つに分かれているということがその現れであるわけです。景品表示法上の消費者団体訴権について、当初は、景品表示法上の団体訴権についても独占禁止法の改正と併せて改正するという事で考えていましたけれども、景品表示法上の団体訴権を与える団体の認定について、既に消費者契約法上の団体の認定があり、更に今回、経済産業省の法律ですけれども、特定商取引法に基づく団体認定があり、三つの団体認定がそれぞればらばらに行うというのは消費者団体にとっても大変負担が大きい、消費者契約法上の団体認定をすればそれで足りるということにすべきであるという強い御意見がありまして、結果的にはそういう方向で制度を組むということになりました。

その関係で法律の束ね方としても、景品表示法上の団体訴権を与える改正については、消費者契約法の一部改正と併せてやるということになりました。そういう整理の関係で、今御覧いただいている独占禁止法の改正法案の中には、景品表示法の団体訴権の項目は入っていません。この点についての説明は、また後ほど取引部長からあるだろうと思います。

それでは横長の資料に基づきまして、それぞれ改正項目について説明したいと思います。まず「課徴金の対象となる行為類型の拡大」ですが、排除型私的独占については、今回課徴金の対象とするということですが、その算定については、違反行為の対象商品等の売上額に算定率6%を掛けるということにしています。また、この排除型私的独占の何がこれに該当するかということについての要件を明確化するためにガイドラインを作成することとしています。

1枚おめくりいただきまして、次の不公正な取引方法に関する課徴金です。その中で今回、不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束という四つの類型について課徴金の対象とするということです。これは過去10年間に同一の違反行為類型を繰り返した場合には、その2度目に課徴金がかかるというものです。

当初、公正取引委員会の考え方の中にこれらは入っていなかったものでして、その当時の私どもの考え方としては、排除型私的独占を課徴金の対象とすれば、こうしたものにも一定の抑止効果が及ぶものではないかということ。それから、こういった類型というのは正常な企業活動となかなか峻別しにくいということで、いきなり課徴金を課すということになりますと、正常な活動への萎縮効果が懸念されるということで、当初、私どもとしてはこれらのものに課徴金を課すということについては考えていなかったわけですが、平成19年10月に考え方を示した後、与党での非常に強い御要請ということもあり、こういった四つの類型に限り、更に1回目から課すということではなくて2回目から課すという一定の条件をつけるということで導入となったわけです。

算定の仕方ですけれども、その下にありますように、違反行為の対象商品等の売上

額に3%を掛けるということにしています。

次のページを御覧ください。こうしたものについて課徴金の対象とするということに伴いまして、四つの類型というものは今、公正取引委員会の一般指定という形で行為類型が定められているわけですが、これを課徴金の対象にするということになりますと、やはり違反要件を法定化することが必要であるということで、ここに掲げていますように、それぞれ不当廉売、差別対価ですが、こうしたものを法定化することです。

次のページを御覧ください。優越的地位の濫用についても今回課徴金の対象とする。継続して行う場合ということで、課徴金の算定の仕方としては、違反行為の相手方との間における取引額に1%を掛けるというものです。

また課徴金の対象とするということになりますので、違反要件を法定化する必要も出て参りますので、その下にあるように、押し付け販売、あるいは協賛金・従業員派遣、受領拒否、不当返品といったようなものが対象となるということを法文上も明確化したいと考えています。

次のページを御覧いただきたいと思います。不当表示、これは景品表示法の不当表示ですが、これについても課徴金の対象とするということです。ただし、一定の縛りをかけるとすることで、売上げで1億円以上というものについて課徴金の対象とする。それから、一定の注意義務を果たしていた場合は除くということで、注意義務を果たしていなかったようなものについて課徴金を課すということになります。課徴金の算定の仕方としては、売上額に3%を掛けるということです。

次のページを御覧いただきますと、以上をまとめた形になりますが、今回新たに付け加わりました課徴金の算定率の一覧です。上の二つ、不当な取引制限、支配型私的独占は現行法の算定率で、その下の四つが今回新たに加えられた課徴金のそれぞれの算定率を一覧表にしたものです。

次のページを御覧いただきたいと思います。これは今ある制度の、いわば手直しということになりますけれども、カルテル・入札談合等において主導的な役割を果たした事業者について、課徴金の算定率を5割増しにするというものです。対象となる事業者については、その下にありますように、カルテル・談合等において調整役とか仕切り役とかというような役割を果たしている業者です。大企業・製造業等の場合には現在10%の算定率ですが、これを5割増しにして15%にするというものです。

次のページを御覧ください。課徴金減免制度の拡充です。まず共同申請ですが、これも、同一企業グループに属する複数の事業者について共同申請を認めまして、すべての共同申請者に同一の順位を割り当てるというものです。

右にある図で御覧いただきますと、ここにあるAとA'というものが同じ企業グループに属している場合には、これらは共同で申請できて、順位としては同じく1番という順位が割り当てられる。その結果として100%の減免が認められるということで

す。

それから、減免申請者数の拡大ですけれども、現行法では3社までとなっていますので、右の図ですと、A、B、Cまでしか認められないわけですが、これを5社まで拡大するということで、DとEという業者も対象となって、それぞれ30%の減額が認められるということです。

次のページですが、「合併、分割又は譲渡が行われた場合における排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人の取扱い」です。まず排除措置命令について、右の絵のほうで御覧いただきますと、A社が違反を行いまして、その後B社と合併するといった場合には、合併して存続したB社について排除措置命令が課せられるようにするというものです。分割・譲渡についても同じようなことです。

課徴金納付命令ですけれども、これについては、図でいきますと、A社が違反を行って、その後、違反に係る事業を子会社のA'社に分割・譲渡し、そしてA社は消滅したといったような場合には、このA'社に課徴金納付命令を課するというものです。

次のページに参りまして、除斥期間の延長です。現行法では今、除斥期間は3年となっていますけれども、これを5年に延長するということです。下のほうに他法令あるいは外国の例がありますけれども、特に外国との関係で国際的な違反事例に対応していく上で、外国では5年あるいは10年まで違反に問えるという中で、公正取引委員会としては、3年ではバランスを欠くということです。

次のページを御覧いただきたいと思います。企業結合規制の見直しです。まず株式取得の事前届出制の導入、届出基準の見直しです。会社の株式取得での企業結合については、現行法では事後報告になっています。他方、合併、事業譲渡等の企業結合については事前届出で、事前に届出をしていただきましてその内容を審査するというものになっているわけです。株式取得についても、単なる株式の取得というよりは、株式所有で企業結合が行われることが多いのが実態ですので、他の企業結合の形態と同様に事前届出制に改めるということです。

その際、届出基準を見直すということで、表に掲げているように、例えば株式取得会社については、現行法では、当事会社とその直接の親会社あるいは子会社ということで、当事会社の3代にわたって企業をとらえて、企業全体の総資産の合計額100億円超のものは届出をするということになっています。

今回、この3代というものを、企業結合集団という形で広げてとらえたいと考えています。企業法制が企業グループとして企業活動をとらえるような方向に変わってきている。企業もグループ経営というものを前提に活動を行うようになってきているという、実態の変化、法制上の変化も踏まえて、企業結合集団全体としてとらえたいと考えています。

また、総資産でとらえていたものを売上高という形に考えを改めたいと考えています。これも、企業結合審査の実務上は市場でのシェアという形で売上高をとらえると

ということで考え方も定まってきましたので、総資産よりも売上高でとらえたほうがよろしかろうということで、この際改めるものです。企業結合集団ということで範囲を広げることに伴い、この金額も 100 億円から 200 億円に変化しています。

株式発行会社についても同様な考え方で、これまでは単体総資産 10 億円超ということで、届出範囲を考えていましたが、これを会社及び子会社の国内売上高の合計額 20 億円超ということに改めたいと考えています。

更にその下に届出閾値についての簡素化が書いてあります。現在、株式取得については 10%、25%、50% という 3 段階でそれぞれ 10% を超えるごと、25% を超えるごと、50% を超えるごとに届出を出していただいていますけれども、これを 20% と 50% の 2 段階に簡素化するという事です。

次のページを御覧いただきたいと思います。合併あるいは分割、事業等の譲受けという、株式取得以外のその他の企業結合類型についても、今回併せて算定対象範囲を原則として企業結合集団とするということです。また、売上高を基準として用いたいと考えています。また基準額についても、100 億円を 200 億円、10 億円を 20 億円に引き上げたいと考えています。外国会社についても、国内会社と同様の基準を適応する。あるいは、叔父甥会社間の合併等同一企業集団内の企業再編についても届出を免除するというにしたいと考えています。

また、共同株式移転という新たな類型も設けたいと考えています。二つの会社が結びつく場合に、共通の親会社を作りまして、その親会社の下にぶら下がる形で結びつく。これを共同株式移転といっていますけれども、こういう形の企業結合事案が増えてきていますので、こういうものにも対応できるようにしたいと考えています。

次のページですが、外国競争当局との情報交換に関する規定の整備です。現在さまざまな形で外国の当局との情報交換をしていますけれども、その根拠規定を整備するというものです。具体的には下の点線で囲っていますように、相互主義、秘密性担保、目的外使用の禁止、刑事手続への使用制限といったようなことを盛り込みたいと考えています。

次のページですが、利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備です。現行法では、第 70 条の 15 で審判の事件記録の閲覧・謄写を求めることができるという規定がありますが、その記録の中には秘密とかプライバシーに属するものもありますので、そうしたものは黒塗り(マスキング)をしてお示しするというのが実務です。その実務について東京高裁で、法令上の根拠無くそういうことをしてはいけないという判決が出ましたので、開示を制限できる旨の法令上の根拠を明確化したいと考えているところです。

次のページですが、差止請求訴訟における文書提出命令の特則の導入です。これは、不公正な取引方法にかかわる差止請求訴訟において、帳簿書類等の主張・立証に係る証拠が、民事訴訟法の文書提出義務の除外事項に当たってしまって、文書提出命令が

行われないという可能性が高い。既に特許法とか、そういう知財関係の法律においては導入されていますけれども、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、文書提出命令に基づいて提出を求めることができるという特則を導入するということです。この特則の導入と併せて、秘密保持命令等も導入したいと考えています。

最後になりますが、公正取引委員会職員等の秘密保持義務違反に対する罰則の引上げです。今は10万円以下の罰金となっていますが、これを100万円以下に引き上げるというものです。昨年、国家公務員法の改正がありまして、一般の公務員について3万円から50万円に引き上げられたということに倣って、公正取引委員会職員についても引き上げるというものです。少々長くなりましたが以上でございます。

松山経済取引局長 経済取引局長の松山でございます。審判制度の見直しについて補足説明させていただきたいと思います。お手元の資料の「独禁懇 179 - 1」、2枚紙の2枚目の別紙のほうですが、こちらの一番下に「3 その他」の(6)として、審判制度の見直しとして附則の第19条第1項に「政府は、独占禁止法の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成20年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されています。

この規定の意味するところですが、現在の審判制度については平成17年の改正によりまして、事前審査型の審判制度から不服審査型の審判制度に変更されたわけです。この制度を全面的にわたって見直すということとして、考え方としては、改正前の事前審査型の審判制度に改めるという考え方と、それから各方面からいろいろ御指摘されたところですが、公正取引委員会の法的措置である排除措置命令あるいは課徴金納付命令に対して不服がある場合に、公正取引委員会の審判手続を経ずに直接裁判所に取消訴訟を提起できるという考え方と二つあるわけです。これをどう考えていくのかということで、その制度設計等を平成20年度中に行って、来年の通常国会に改正法案を提出すべく作業を行うということが、ここで記載している審判制度の見直しに関する規定の意味するところでは、

この附則の規定が設けられた経緯等について少し御説明したいと思います。もともと平成17年の改正法の附則におきまして、この審判手続の在り方についても検討課題ということで、内閣府の懇談会においても非常に大きなテーマとして長い時間をかけて検討いただいたわけです。

その懇談会の報告書の結論としては、「平成17年改正により導入された不服審査型審判方式は処分の早期化・審判件数の減少等一定の成果を上げていると考えられることから、当面はこれを維持することが適当である。しかしながら、行政審判は行政過程において準司法的手続を採用して被処分者に十分主張・立証の機会を与えることにより適正手続を保障するとともに、紛争の専門的早期的解決を図るものであることから、一定の条件が整った段階で、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である」ということで、いわば、当面は不服審査型審判方式を維持するけれども、一定

の条件が整えば、事前審査型審判方式を改めて採用すべきであるという方向性なわけ
です。

こうしたことから、私どもは平成 19 年 10 月の改正法の基本大綱においては、不服
審査型の審判制度について当面維持するということで改正法案の項目に含めなかった
わけですが、先ほど御説明させていただきましたように、平成 19 年 10 月の改正大綱
を公表した以降、各政党における御検討、各方面からのいろいろな御意見の開陳等も
ありまして、こうした意見を踏まえた上で、今回審判制度を全面的に見直すという形
の附則案の規定を設けたというわけです。

その過程において、いくつかの審判制度の見直しに関しての新聞報道等も出されま
した。ただ、現時点において、与党との協議等において特定の案がまとまっていると
いう状況ではありません。そういう面で今後 1 年間かけて、全面的な見直し案の協議
を続けていくということになっているわけです。

その際に、内閣府基本問題懇談会でのいろいろな検討の経過もあります。それから、
その中において、公正取引委員会の審判制度のメリットとして、法解釈などの判断に
当たっての高度な専門性あるいは判例形成機能の蓄積といった問題、あるいは競争状
態を回復するためにどのような措置が必要かという排除措置についての柔軟性の判断
といったようなことも指摘されています。こうした審判制度のメリットを最大限生か
すということと、それから、逆に事前審査型審判を不服審査型審判に改めて、こちら
の改正の効果が非常に上がっているということの成果も生かすようにしなければいけ
ないという要請もあるわけです。

新聞報道されたいくつかの案の中には、一定の行為類型、例えばカルテルとか談合
については、事前手続を経て、排除措置命令、課徴金納付命令を行って、それに不服
がある場合には、公正取引委員会の審判を経ずに直接裁判所に取消訴訟を提起でき
るようにするという考え方、その他の企業結合とか私的独占といった行為類型について
は、事前審査型審判の対象にするというような案もあるわけです。

これはもちろん一つの案であり、まだ具体的に成案を得たわけではありませんが、先
ほど申しましたように、事前審査型審判のメリットを生かすというもの、それからカ
ルテル・談合等については迅速な処理、あるいは審判には争い得といったものを残さ
ないという平成 17 年改正法の成果を組み合わせた一つの考え方だろうと思っています。

こうした案についても与党内で議論されまして、方向性について一定の御理解を得
られている向きもありますが、いずれにしても詳細の手続については、今後 1 年かけ
て検討して、来年の通常国会にしかるべくお諮りするというところでこういう状況にな
っているという経緯です。いずれにしても、そういった案も今後の議論のたたき台に
なっていくというふうに考えているところです。以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。今日は時間が限られていますが、今御説明いただき

ましたように、相当広範囲にわたっておりまして、それをここで全部一つ一つ御議論いただくというのは無理です。そして二つ目の議題も用意されていますので、今からですと多分50分ぐらいということとさせていただきますと思います。しかし、どの分野でも、大きいところから小さいところでも、どこからでも順序に関係なく御質問ください。それでは、御質問、御意見ございましたらお願いします。

森本会員 2点質問させていただきます。後ろのほうからになって恐縮なのですが、パワーポイントの方で申しますと、5ページ目の不当表示についてですが、これが課徴金の対象になるというのは合理的だと思うのですが、「ただし、一定の注意義務を果たしていた場合は除く」とあります。これはどういうことなのか、事前にいただいたところではよくわからなかったのですが、今日いただきました法案の59ページの6条の2の柱書きのところのただし書で「次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を著しく怠った者」とあります。こういう表現はあまり見たことがないように思われます。「相当の注意」は分かるんですが、それを「著しく怠った」というのは、どういうことなのか。具体的にどういう経緯でこのような表現になり、具体的にどのように運用されるおつもりなのか。その辺である程度の御感触があればお教えいただきたいというのが第1点です。

第2点目は、これはお願いなのですが、企業結合について、企業集団概念をベースに実質基準で運用するというのが、会社法についても金融商品取引法においても最近の動きであり、独占禁止法についてもそのような方向に行くのが合理的だというのは、理論的には言えるのですけれども、形式基準と違って、実質基準になりますと、金融商品取引法の世界でもいろいろ混乱が起こっているように思われます。そして、届出義務違反としての制裁がかかるような場合には、その限界があいまいであると、いろいろ問題も生ずるかと思しますので、分かりやすいQ & Aというか、むしろ図示というか、そこら辺のことも含めて実務が混乱され無いように御配慮いただければと思います。

根岸会長 それでは二つありましたのでお願いします。

松山経済取引局長 最初の御質問「著しく注意を怠った」というところの考え方ですが、10月の改正大綱のときに御説明させていただいたように、故意・重過失というものを考えておりまして、事実と異なるものであるということを認識しながら不当表示を行ったというものを対象にしたいということ、重過失という言葉がいいかどうかという議論もありますが、少なくとも、事実と異なることについて、注意義務をどの程度怠るかということでこういう文言になってきた経緯があります。

もちろん実際の運用の段階でどういうケースがそれに該当するかということで明らかになると思いますけれども、もともとの立法の趣旨、考え方としては、10月に御説明したようなものを念頭に置いて考えているということです。今の時点で明確にこういうものが対象になります、なりませんということを具体的に申し上げるのはなかなか

か難しいかと思っています。

垣水企業結合課長 企業結合課長の垣水と申します。2点目の御質問ですけれども、横長の資料（パワーポイント資料）の11ページの真ん中の「現行」「改正後」とありますところに企業結合集団、で注が付いていますが、そこは先ほど森本委員から御指摘があったところでして、実質支配力基準、つまり会社法の子会社の定義を使った企業グループを定義しているということです。

まず企業グループにしたというのは諸外国に合わせた。EUとアメリカは全部企業集団で見ているので、日本も企業集団で見ようということで、先ほども御説明があったと思いますがグループでとらえるということです。そこで、なぜグループのとらえ方を、この定義にありますように企業結合集団としたかというのは、先ほど先生から御指摘があったように、会社法や財務諸表規則でこれを使っているからということなのです。

独占禁止法で、独自の企業グループを作るとはもちろん可能ですし、独占禁止法のほうがいわゆる経済憲法と呼ばれていますので何の不都合も無いわけなのですが、これは後から改正したものです。実務のほうがどんどん進んでいってしまっていますので、企業の負担をなるべく少なくすると。しかし、企業のグループの全体像をなるべく正確にあらわすことで、一番用いられています連結財務諸表で用いられる子会社概念を使ったということです。ですから国内売上高を算出するときも、連結財務諸表を大会社の方は大体提出されているわけなのですが、その数字を使って算出しやすいようにすることを今規則で考えていますので、そこで非常に都合がいいということがあります。

また、下の閾値のところも、企業集団ベースで20%超、50%超のときに届出を出すということにしているのも、関連会社が20%超、子会社が50%超というところを意識して、そこを企業結合集団が完全に把握しているということで、企業に大分配慮したということです。

実質支配力基準というのは単純な形式基準ではありませんで、株式所有比率が50%超ではないとしても、40%だろうと、場合によってはゼロ%でも子会社になり得るといのは御指摘のとおりでして、その点は日々、実務の公認会計士の方とか、若しくはいろいろな会社法の関係の方が分かりやすい指針を出していますので、そのようなものを参考にしながら企業も実務をやっていただければいいと思います。

これがどうしても分からなくて間違ってしまったと。子会社ではないと思っていたし、自分の財務諸表を子会社に入れていなかったのに実は子会社だったので、届出をするところを届出なかったという場合は、我々のほうもその辺の事情を個々に見させていただいて、あまり厳しい届出違反という対処は考えていませんので、その辺は柔軟にやりたいと思っています。以上です。

根岸会長 よろしいですか。——それではほかに、どうぞ。

三村会員 課徴金の対象になる行為ということで少しお伺いします。先ほど行為類型の拡大というところで、排除型私的独占を、ある意味でより厳密にということでの行為類型を法定化するという説明があったと思います。優越的地位の濫用というところに更に範囲が拡大ということであるわけなのですが、この場合、優越的地位の濫用というのは非常に歴史的な概念ですし多様な要素を持っています。

それからいたしますと、例えば従来型の、いわゆる中小企業分野的なものを前提とした優越的地位の濫用といったような行為と、それから、最近よく出てくる、どちらかという、購買力（バイイングパワー）的な要素を持った優越的地位の濫用というような次元とが少し混在しているというふうに思うのです。逆に言えば、そういうところの変化をある意味では考えながら、むしろこれが対象領域の拡大になったというふうに考えていいのかどうかということについて、あくまで考え方として教えていただければと思います。

それから、継続して行うという場合の基準が一体どういうふうになるのか。それから優越的地位の濫用とは、いろんな行為が、ある意味で重なって行われているということにもなると思います。この場合、法定化するということが、厳密化することによる、逆に執行のしづらさみたいなのが出てくるのではないかという見方もあると思うんですけれど、その2点だけ質問させていただきます。

根岸会長 それではお願いいたします。

松山経済取引局長 1点目のところで、優越的地位の濫用について課徴金の対象にすることですが、どういうものを念頭に置いてというか、中小企業に対しての濫用行為というもの、あるいは購買力を濫用するというようないろいろなケースがあると思います。実際に公正取引委員会が、優越的地位の濫用の規定を適用して法的措置を採っている事案というのは、大規模小売業者が納入業者に対して行っている事案、あるいは大銀行が融資先である中小企業に対して行った押しつけ販売といったような事案等々です。私どもも、今回この規定の導入に当たりましては、そういった事案を念頭に置いて課徴金の対象にしていくべきであろうと考えているわけです。

それ以外の中小企業向けの色々な濫用行為というか、いろいろ各方面で指摘されますような不当な行為も、概念としてはもちろん入ってくるわけですが、公正取引委員会が法的措置を採り得る事案としては、従来取り上げている事案等々の延長線にあるものということで考えています。

そういう面で、具体的に今回、行為類型の拡大をすることによりまして、私どもが取り上げる事件の範囲が急に変わるということではなくて、現在私どもが認識している不当な行為、優越的地位の濫用、私どもが法的措置を採っている事案等々を課徴金の対象にすることによって抑止効果を高めていきたいということです。

それから、2点目ですが、いろんな行為類型が重なり合う部分があるということでしょうか。それは重なり合うことによって、執行上のいろんな困難性が出てくるかど

うかということの御質問ということでしょうか。

三村会員 重なり合うことが非常に多いものですから、どれかをクローズアップして、それをもとに展開するのか、あるいは全体を相対的にとらえてやるというふうな考え方なのかということです。色々な要素が重なり合う可能性が非常に強い分野だなということです。それだけの考え方です。

根岸会長 合わせて一本というのはそういうことですか。

三村会員 そういうこともあるかもしれませんし。

松山経済取引局長 独占禁止法第2条9項で不公正取引方法は告示で定めていて、一般指定と特殊指定で公正取引委員会が指定したものが不公正な取引方法に該当してくるわけですが、今回課徴金の対象にするということで、対象になる優越的地位の濫用とか、あるいは不当廉売等々の一定の類型については条文で明確化することになります。

考え方としては、現在の一般指定で規定している内容のものが、ある程度含まれるようにするというのと、ある程度明確に行為類型が特定できるものを列挙するということで整理していて、比較的違法性がはっきり特定できるものということです。ここに法定化として、押しつけ販売、あるいは協賛金・従業員派遣、受領拒否等と書いていますが、ここに書いてある類型等々は、第2条9項5号の条文に具体的に明確化することです。

ただ、明確化すると申しまして、基本的には今の一般指定なり、あるいは特殊指定で出てくるような類型のものをそこで包含できるようにしたということです。そういう面では、もちろんいろいろな類型が一つの違反行為の中に複数出てくることはあると思いますが、現在、そういうものについて優越的地位の濫用事件として法適用していますので、考え方としては、同じようにそういうものが合わさって行われる行為も一つの事件として取り上げていくことになるだろうと思っています。

課徴金の対象の算定方法等はこれから政令等で定めていくことになりますので、今明確に具体的に申し上げるわけにはいきませんが、考え方としては、やはり一つの事件として行われた行為に着目して、違反行為との関連で、類型については違反対象取引先との取引額を認定していくという運用になるだろうと考えているところで

す。

根岸会長 よろしいですか。——ほかに、どうぞお願いします。

古城会員 長い説明があったのに、もう一回御質問を繰り返して申しわけないと思うんですけども、最後の審判制度の見直しのところ、説明は大体分かったんですけど、ちょっとよく分らないところがあります。排除措置命令から直ちに裁判所に行くというものに切り替えるというのが合意されたと新聞報道に出ましたが、それは違うと御説明で言われたので、その点ではどう見直すかは白紙のままだと理解してよろしいのでしょうか。

それから、ちょっとしつこくなりますけど、ここに珍しい言葉で「全面にわたって見直す」と書いてあるのですから、部分的な見直しとか小規模な見直しではいけないということが含意にあるんでしょうけども…。素人考えですと、事前審判制の要素をもう一度復活させるというのですと、これはちょっと小規模でだめだという含意がこれにあるのかなとも考えていたんですけど、それは間違いなんですね。これが1番目の質問なんですけど。

松山経済取引局長 全面にわたって見直すということの含意ということですが、具体的に方向性が出ているわけではありませんけれども、内閣府の懇談会の報告書でも、不服審査型審判制度について恒常的、未来永劫存続するものとしてはいかがかという御指摘があったわけです。それから、私どもが改正大綱を出した以降の、いろんな各方面の御意見や、与党との協議の過程等々においても、全面にわたって見直せというか、少なくとも不服審査型審判制度自身については、それを見直すべきであるという強い意見があったということです。

先ほどの1点目の御質問のところで、確か事前審査型審判に戻すということであれば、それは全面にわたって見直すということに該当しないのかということでしょうか。そこは明確にそういうものがどうかということについて詰まっている議論ではありません。ただ、新聞報道されている、一定の合意があったという部分についていうと、明確に与党間協議等において、こういうもので合意がなされて、あるいは私ども公正取引委員会も含めてですが、この方向で何か一定の見直しをするという案が固まって、その案をもとに進めるという形までは至っていないということだと思います。

そういう面では、検討過程に出た案として先ほど御紹介させていただきましたけども、カルテル・談合については司法審査に道を開く。しかし企業結合や私的独占、そういう類型については事前審査型審判に戻すという組み合わせというか、そういった案について一定の理解が得られた、あるいは理解している御意見を述べられている方がいらっしゃるということですが、それについて反対の御意見の方もいらっしゃるということだと思いますので、何か一つの手段として、一定の合意なり成案が得られているという状況ではないということです。

古城会員 それから、あともう一つだけ。2枚紙の別紙のところ、不公正な取引方法のいくつかの類型について課徴金の対象に含めたと。私個人的には前の公正取引委員会の原案のほうがよかったと思うんですけども。同一の違反類型を繰り返した場合というんですけど、同一の違反類型というのはどういうものなのか、条文を見てたんですけど探すことができなかった。広いのか狭いか少しつかみ切れないので、同一の違反類型というのはどれぐらいに絞っているのか教えてください。

松山経済取引局長 ここで考えているのは、過去10年以内に公正取引委員会が法的措置を採って、それと同一の違反類型ということですから、ここでいう四つの類型を今回新たに対象にするわけですが、不当廉売であれば不当廉売、それから差別対価であれば

差別対価，共同ボイコットなら共同ボイコット，それぞれの類型が2回，10年以内に繰り返された場合を念頭に考えているということです。

内田会員 私も2点だけ絞って，どちらかというコメントという形になると思います。

一つは排除型私的独占等への課徴金の賦課。これについては，企業等から相談を受ける実務家の立場でいうと，再販売価格は割合明確である。ただ，それ以外については，実際には合法・違法の判断が非常に難しいケースが多いということをぜひ理解いただきたい。特に輸出ガイダンスとか規格標準化とか，それからあと事業提携に伴っての行為とか，その他の場合に合法・違法の判断が非常に難しいということがあります。

先ほど説明の中にもありましたように，企業のビジネス判断というか，ビジネス戦略上の決定を萎縮することにならないように注意が必要だと言われたことが，実際の相談の中でも非常に強く感じるところです。この点については，例えばガイドラインとか，または事前相談事例を公表して，何らかの形で運用の基準をある程度明確にさせていただいて，我々が実務を行う上で，判断基準としては依拠できるものを明確化していく運用が必要ではないかと思っています。

もう一つは若干テクニカルな話なのですが，企業結合関係で，株式取得については事前届出制にする。これはいま国際的な趨勢になっている。それから，ほかと区別する合理的理由もないという意味で事前届出制にするということについては個人的には全く賛成ですけれども，届出というのは単なる技術的というか，形式的な問題ではなくて，実際には届出のために準備とか提出資料とか含めると相当な負担にもなっていく。それからあと計画を立てる上でタイミングの問題で非常に大きな影響もあります。そういう意味で，届出については，単なる届出の問題だということで軽く扱わないで，企業にとっては非常に影響が大きいということもぜひ考えていただきたい。

その関係で，特に海外での企業買収に絡んで，日本での事業がある場合に届出が必要かということですね。今回の基準では国内企業も外国企業も同じ基準で扱うということになっているようなので，海外の企業についても，国内売上高というのが一つの基準だと。

その場合に，基準が明確化されないといけないという問題と，それから合理的な基準でなければいけないという意味で，例えば吸収分割の場合に，分割承継される事業についての国内売上というより，むしろ企業グループでの国内売上ということになると，承継される事業自体が規模が小さくても，そちらのグループでの国内売上というところで届出が必要になる場合もあるのではないかと。そういう場合について，方向がこのとおりであるとすると，規則その他で対応できるのか。とりあえず届出をしなければいけないのかという問題。この辺も，これから規則を作る際にはぜひ考えていただきたい。

あとはTOB等で割合機動的な対応が必要な場合に，法律に従ってどういう形で規則を作られるのか。またはどういう考えで対応しようとしているか。そのあたり，も

し御説明していただけるようであればお聞きしたい。

結論的には、届出については、届出をしなければいけない対象行為について、これから明確化する際に、実際には非常に負担にもなるし、スケジュール等で非常に影響が大きいということを考えていただいて、明確でかつ合理的な規則を作っていただきたいと思います。

根岸会長 二つのことをおっしゃって、コメントも入っていましたが、企業結合に関連することのお答えをまずお願いします。

垣水企業結合課長 後半の部分についてお答えします。まず企業の負担ということに関して幾つかありました。順序は逆かもしれませんが、まずタイミングの問題です。これは事前届出にしたことよって、事前届出のタイミングに間に合わないケースが当然想定されると思っています。それについては適用除外を法律の中で設けています。これは事前届出ができない場合として、公正取引委員会が規則で定めるという場合が、条文でいいますと10条の2項。新旧対照表の22ページの4行目に「ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない」。

これで何を定めるつもりかと申しますと、例えば会社の分割とか併合によって議決権比率が知らないうちに変わってしまったとか、株式の無償割当てによって自動的に株式を取得してしまったとか、あと最近の例でいきますと、自分が友好的な株主だった場合に、敵対的買収にかかりまして、取得条項つき新株予約権を実は割り当てられていて、ある日突然、買収防衛策が発動されてしまって自動的に自分の議決権が上がってしまったと。要するに、受け身の事情の場合は自分でなかなか予測ができないので、これを30日以上前に出すのは無理だろうということで、これは取得の場合の適用除外としています。

それから、直接この条文ではありませんが、取得と、あと所有のところから抜いている議決権ということでいくと、投資信託委託会社が、信託財産として信託銀行を通じて株式を売買した場合は、議決権自体は投資信託の委託者に生じてしまうので自動的に届出対象になるという不都合もあるものですから、純投資の代表のようなものについては適用除外にしているということです。

それから、事前届出のために、いろいろ市場シェアとか、今の事後届出の場合でも出していただいているんですが、その御負担も当然あると思います。そこは事前にまず出していただいて、それでどうしても固まり切らない部分、例えば相手の株式を何%買うのが正確に分らないとか、あとどうしても市場に占める相手のシェアの一部が事前に分らないという場合は、後からの補足も当然できるような形で運用していきたいと思っています。これも全部規則で定める事項ですので、これからいろいろな御負担も考えながら、決めていきたいと思っています。

次の御質問で、海外の企業買収のときの基準ですが、これは国内も海外も全く同一

の基準を作っています。いわば内外無差別という形で考えています。海外の企業の場合も、日本の市場で問題になるような会社というのは、連結財務諸表を、日本基準かどうかは別として、SEC基準若しくは国際基準、日本基準などでほとんど作っていると考えています。そこに実は地域別のセグメント情報というのが出ていまして、日本の売上が大きい場合は、連結財務諸表上日本の売上高を全部出すことになっているんですね。その数字を見ていただければすぐ分かるということです。

あと、株式を買収する買収先の情報がなかなか分らないんじゃないか、特に外国にいる会社が、自分はB社を買おうと思っているんだけど、B社が日本でどのくらい売上があるか分かるかどうかという問題がひょっとしたらあるかもしれません。その場合も、最近でも外国企業同士のTOBというのはよくありますが、上場されている会社ですと、外国の場合は特に原則として連結財務諸表なので、グループ全体の数字を出さなければいけないということになっています。

ですから、その数字で見て、日本の売上高が出ている場合とか、アジアの売上高の場合ももちろんあるんですけども、いろいろ判断していただく。どうしてもなかなか判断しにくい場合は、我々に事前届出の事前相談で来ていただければ丁寧に対応させていただきますということも考えています。我々もいろいろ実務で丁寧に対応していきたいと思っています。

それから吸収分割の場合は、今でもそうなんですけれども、分割される側の企業の一部を分割する場合は、その一部に係る売上高だけで見るという規定。現行法でもそうになっていますし、改正後も、その分割に係る部分の日本国内の売上高だけでとらえますので、切り出すほうのグループ自体はものすごく大きくて、そこがほんの一部のところだけをどこか別の会社のグループに譲る場合は、そこは本当に譲る部分だけを見ていただければいいので、巨大グループだからといって必ずしも毎回届出を出す必要はないということです。

それから、TOBの御質問だったと思いますが、TOBについては、細かい実務についてはガイドライン等で定めようと思っています。いろいろ問題がありまして、例えば内閣府に対してTOBの届出をする。我々に対してもできれば同時に届出をしていただきたいと思います。その場合でも、待機期間とTOBの買い付け期間の終了日までの間にタイムラグがあるときも当然考えられるということなので、その場合は、我々としては、TOBに支障が無いように集中して審査するということに尽きるというふうに考えています。

ただし、TOBの届出を内閣総理大臣に提出することが独占禁止法の要件になっていけませんので、事前に我々のほうに、「TOBをかけたいのだけれども」ということで事前届出なり御相談、事前届出というスキームを出していただければそこから30日のカウントを始めますので、もしそういう余裕があれば対応していただければありがたいと思っています。

また、逆に事前届出制にしたことによって、公正取引委員会のほうが、この企業結合はよくない、株式を買ってはいけませんというような排除措置命令なり、そういう結論を出したときに、T O B が撤回できることが明確化されるというふうに考えています。今は逆に事後届出ですので、事実上T O B をかけた方が、T O B をかけている期間と並行して事実上の相談に来られるケースがたまにあるのですが、仮に公正取引委員会がだめと言った場合に撤回できるかどうか実はよく分らないというような不明確な運用にもなっていました。

これは厳密には金融商品取引法の政令で撤回事由が定められることから、明確化していただくように金融庁に今お願いしているところです。逆にT O B について言いますと、ルールが非常に明確化されるということで株式を買われる方もメリットがあるのではないかと考えています。簡単ですが、このような御返答で勘弁いただきたいと思います。

根岸会長 前のほうでもし何かありましたら。

松山経済取引局長 最初のところはガイドライン等での明確化の点かと思いますが、排除型私的独占についてはそういう方向で考えていきたいと思っています。それから、違法・合法の判断で非常に難しい問題があるという御指摘ですが、企業結合や取引慣行については、公正取引委員会もガイドライン等で考え方を示しているところで、今回の改正に伴って、また改正すべき点、より明確化しなければいけない点があればそれは改善していきたいと考えています。

根岸会長 ほかにどうぞ。

舟田会員 今までの改正法案の中で、私としては審判制度の見直しと不公正な取引方法についての課徴金、この二つが一番大きな問題ではないかと思っています。審判制度は見直すということだけですので、ここでは意見も言いにくいので、不公正な取引方法に対する課徴金のことでちょっとだけ意見と質問をしてみたいと思います。

結論的に言いますと、私はもともと反対であって、今でも反対です。反対の理由は、何回も繰り返しているように、公正な競争を阻害するおそれの段階で違法とする、被害が全く無いのに課徴金をかけるというのはちょっとなじまないのではないかということなんです。

今回の新旧対照表で、公正な競争を阻害するおそれがあるという面から気になる点はないかとちょっと今見たところ、差別対価のところ、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるというのが入ったんですね。これは不当廉売で使われていましたけど、差別対価はなかったというわけで、これを入れたことが……。さっき言いましたが、被害が無いとは言えないから課徴金をかけるんだという説明になるとすれば、それはいかがかなと。他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものというのは、公正取引委員会もガイドラインで書いていて、たしか被害が無くても蓋然性でというようなことだったと思いますけれども、それならなぜこれを書いたのかな

という気がちょっとします。それは前からの繰り返しです。

もう一点は、新しく課徴金がかかる類型と、従来の類型が並んでいるわけですが、そうしますと、その振り分けはどうやるんだろうかということですね。例えば優越的地位の濫用で協賛金をやる。課徴金対象行為でもあるし、従来のような6号になるのか、それとも5号でいくのかということになるわけです。

普通の考え方でいいますと、5号のほうが厳しいわけですから、まず5号で適用しよう、それでだめなら6号となり得るだろうというふうなのが普通の考え方だと思います。しかし、例えば5号をみますと、5号の八で「その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。」つまり、イとかロは対象行為をかなり絞っているんですけども、八はかなり広いような気がします。

根岸会長 優越的地位の濫用ですね。

舟田会員 そうです。新旧対照表で行くと、2ページから3ページ。私は、従来の不公正な取引方法の公正取引委員会がとられた解釈については、部分的に批判しているところがありますけど、基本的には維持していただきたいと思うんですけども、今度このような課徴金の条項が出たことによって、従来のようなことがなかなかしにくくなるような懸念はないのか。非常に漠然としたことですが。

根岸会長 分かりました。いま不公正な取引方法の課徴金についてコメントがありましたので、ちょっとお願いします。

松山経済取引局長 今先生から御指摘があったように、今回独占禁止法2条9項のところで課徴金の対象となる行為類型を条文で明確化した部分と一般指定等々で残っている部分、それをどう考えていくのかということが一つあるかと思います。振り分けをどうするのだという御指摘ですが、こういう条文改正をすることによって、一般指定自身の見直しも当然必要になってくると思います。その中で、重複部分をどう整理するのかということだろうと思います。

考え方としては、今先生から御指摘があったように、まず条文で明定されている課徴金対象行為を先に適用して、その他でカバーし切れていない部分について一般指定、特殊指定でカバーできている部分があれば、それは課徴金対象にはならないけれども、排除措置命令などの法的措置の対象にはなるという整理になるだろうと思います。

最初のところで、公正な競争を阻害するおそれの問題があります。被害が無い段階で規制ができるという整理ということかと思いますが、蓋然性という言葉の解釈、運用の問題もあろうかと思います。私どもが実際に違反事件の対象として取り上げている事件の例でいえば、それなりに競争に影響が出ているものを、現実に取り上げているわけです。

そういう面で、今回条文で明らかにしている類型についても、被害が全く無い段階のものについて、おそれの段階で規制をしていこうというものというよりは、実際に

競争に有意な影響が出ているものを対象に考えていきたいということです。

差別対価について、一般指定の文言でいうところでは、継続の要件とか、あるいは事業活動を困難にさせるという要件が入っていない。それを今回加重することによって課徴金の対象の類型にしているわけです。この考え方としては、基本的には違法性をより明確にして、行為類型としても、一般指定のような、不当に何々をするという文言ではなしに、こういう種類のものが違法になり得るんだと言える類型をより明確に書きたいということから、このように若干要件の加重をしたという経緯です。

根岸会長 もうだんだん時間が無くなりましたが、ほかに。

村上会員 私は全体としてはこれをパッケージで見ればよくできているだろうと思います。

問題は課徴金の適用の拡大のところで、言っていくと切りが無くいろんな問題があるだろうと思います。ただ、内閣府懇談会のときでも、課徴金の対象にすべきだと書いたのは、一つが排除型私的独占、それから不公正な取引方法の中で優越的地位の濫用、もう一つが消費者保護関係である顧客誘引と不当表示です。その三つは課徴金の対象にすることが考えられると報告書に書いてあります。

ただ、私が覚えているのは、平成 19 年報告書のときでも、全部それを課徴金対象にできるかという、これは何年もかかるかなと考えている人が多かったので、1 年もたたないうちに、その三つに課徴金を課すというのはそれなりに大きな成果であると思っています。

私の要望は、ここでとどまらないでむしろ先を見てほしいということです。二つあります。第 1 点が排除型私的独占ですけれども、排除型私的独占というのは、ほかの行為類型と違って非常に多様な行為を含みます。当然、低価格販売も含めば、排他的取引も含むし、その他もろもろの行為を一つに含ませて違反にするような一連の行為も含みます。

そういう意味では、優越的地位の濫用とか不当表示といったほかの行為類型とは違って、非常に多くの行為を含んでいますし、市場に与える影響もそれぞれの行為によって違うので、課徴金を課すのはいいですけれども、できたら上限方式の裁量型課徴金にしてほしい。算定率は売上高の 6 % でいいけれども、それを上限とする形で裁量型課徴金を導入して、その適用対象にするほうが法制としては望ましかろうと考えています。

さもないと、公正取引委員会にとっても、排除型私的独占を積極的に適用しようとしても、硬直的な制裁のために、むしろ妨げになりかねないので、排除型私的独占だけは裁量性を入れることは先の問題として検討していただきたい。

それからもう一つが顧客誘引です。今回は見送られていますけれども、消費者保護を公正取引委員会が積極的にやろうと思うのなら、消費者保護規定の中で一番大事なものは欺瞞的顧客誘引です。不当表示というのはあくまで一部であって、どの国も欺瞞的顧客誘引というのが中核になっているわけなので、欺瞞的顧客誘引は抜き出して、

それを売上金 3 %の課徴金の対象にすることを検討してもらいたい。

その二つは、そうしたほうがむしろ法制としてはいいのではないかという意見ということです。

根岸会長 ありがとうございます。次に行きたいと思いますが、最後に何か。よろしいですか。——今の村上会員の御意見は将来に向けての提言ということで承りたいと思います。

それでは二つ目のテーマに入りたいと思います。公正取引委員会の消費者行政について、現在の内閣において消費者行政の一元化の議論が行われているということです。本日はその点も含めまして、公正取引委員会から御説明をお願いします。

鵜瀬取引部長 取引部長の鵜瀬でございます。資料のうち、右肩に「独占禁止法 179-2」とある縦長の資料で説明を申し上げます。これは公正取引委員会による消費者取引の適正化に向けた取組ということで、独占禁止懇話会では時々、消費者行政の中でも景品表示法の運用状況についての御報告を差し上げていると思いますけれども、それを含めて取りまとめたものです。

1 ページ目をお開きください。これは公正取引委員会の行う行政の中で消費者取引の適正化がどういう位置付けになっているかということを図にしたものです。私ども公正取引委員会は独占禁止法をベースとして競争政策を展開しているわけですが、その中の「ルールある競争社会の推進」というところで、市場参加者としての消費者に対する適正な情報提供の推進を行っているということです。内容的には二つに分かれまして、景品表示法違反行為への厳正・迅速な対処と、不当表示等を防止するための環境整備に分けられるということです。

次のページには景品表示法による規制の概要がありまして、表示規制と景品規制があります。よく御承知の方も多いと思いますので省略させていただきます。

次の 3 ページには違反事件処理手続がありますが、景品表示法に関しては、独占禁止法と似ているやり方になっていますけれども、排除命令という形を取っているということ。それから、都道府県においても行政指導ができるようになっているということが大きな違いです。

4 ページです。景品表示法違反事件の処理状況ですけれども、排除命令の件数は、平成 19 年度は現在までのところ 56 件で、最近大変に増えてきていまして、今年度は非常に多い数字になっています。具体的な内容はその下に案件の名前として出ていますけれども、56 件という非常に多くの件数に至った要因の一つは 4 条 2 項です。

これは平成 15 年改正で導入された不実証広告規制ですけれども、4 条 2 項に基づいて資料提出要求を行うときに、同じような表示を行っている事業者をある程度まとめて資料提出要求をしますので、それが事件の処理に結びつくと、例えば自動車の燃費向上等を標榜する商品ですと 16 件、納豆菌同属菌を利用したカビ防止商品については 7 件、これはちょっと下になりますが、洗いおけのカビ抑制効果に関する不当表示に

については12件。こういった格好で、同様の行為を行っている事業者をまとめて処理するというのを4条2項適用に当たってしますので、件数が増えているという関係もあります。

それから都道府県による指示件数も最近少しずつ増えてまいりまして、平成19年度は現在のところ20件と聞いています。そのうち大部分が食品の不当表示に関するものです。公正取引委員会の行う排除命令は4ページにありますように、食品だけではありませんで、各方面にわたります。

次の6ページですけれども、法律改正を今国会に二つ上程しています。先ほどの説明と重複しますけれども、不当表示に課徴金制度を導入するという形での改正と、それから昨年、古城先生に研究会の座長として検討いただきました消費者団体訴訟制度については、冊子が別になっていますが、消費者契約法等の一部を改正する法案という格好で3月4日に国会に提出したところです。

次に、7ページに生活安心プロジェクトの紹介をしています。これは平成19年11月に総理が岸田大臣に指示をされて、生活安心プロジェクトという形で政府全体の取組が始まっています。二つに分かれており、緊急に講ずる具体的な施策と行政の在り方の総点検です。緊急に講ずる具体的な施策のほうは、平成19年12月に政策として出されています。行政の在り方の総点検は、国民生活審議会の総合企画部会で今月を目途に取りまとめが行われるというふうに聞いています。私ども公正取引委員会はこの両方にかかわっているところです。

また、このような取組を進めている最中に、総理の施政方針演説で消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を作る、その組織が消費者を主役とする政府のかじ取り役となるという方針が示されまして、政府の取組が更に加速したということです。それが12ページにあります。

総理の施政方針演説を受けまして、2月から消費者行政推進会議が設置されました。そこで消費者行政の一元化についての組織の在り方を中心とした検討が行われているところです。また、自民党でも消費者問題調査会が昨年つくられたわけですがけれども、今年になりましてから新組織の在り方とか、違法収益の剥奪というようなことについて活発に議論が行われています。その中で、このような機会に、公正取引委員会としての提案をしたのが12ページです。実際には、上にちょっとメモがありますけれども、国民生活審議会の消費者政策部会でヒアリングがありましたときに、このような説明を申し上げたのが最初です。

消費者行政の一元化についての公正取引委員会の提案ですけれども、基本的視点として上のほうに四つ書いています。産業政策との利益相反を回避すべき、また消費者からの相談・苦情窓口と法執行とを連結させるべき、安全規制と取引規制とは別個に扱うべき、屋上屋を架す行政は回避すべき。この四つの基本的な視点で考えたものです。

消費者行政についての大まかな分類を図にしています。一番上に総合的な消費者政策とありますが、これは政府全体としての総合的な消費者行政の企画立案あるいは調整をイメージしています。そして具体的な制度として、安全規制と取引規制があるのではないかと思います。取引規制については、取引を始める前の勧誘行為、表示という部分と、それから取引が成立してからの契約条項の不当性という二つの面に分けて考えることができるかと思います。その両方を取引規制とここでは呼んでいます。

この全体が消費者行政になるだろうと思うわけですが、新組織が議論される時に、私どもとしては、この中で一定の役割を果たしたいと考えています。それは網掛けをしている取引規制の全体を担当する用意があるということです。現在はこの取引規制の中で、景品表示法という法律に基づく不当表示規制という非常に少ない部分を担当しているわけですが、それを全体に拡大することがあり得るだろうということです。

そうしますと、不当表示規制は、先ほど来も御議論がありましたけれども、不公正な取引方法の中の一部として独占禁止法の特別法としてやっていますので、競争政策の一部ということになるわけですが、取引規制全体ということになると、競争政策の域を超えるということです。したがって、現行法ではそのような権限は与えられていないんですけれども、この際に拡大することが可能であると申し上げているわけです。

私どもが取引規制全体を担当するということには幾つかのメリットがあると考えています。一つは、業所管官庁というような縦割り行政ではありませんので、業種横断的に法適用が可能であるということ、事業者の視点ではなく、消費者の視点に立った法執行が可能であるということ、それから調査手続とスキルは独占禁止法違反事件で使われているものと共通であるということ、そういうメリットがあると考えています。そして、諸外国の競争当局においては、消費者取引全体の規制を担当しているところが決して珍しくないということです。次のページに幾つかの例があります。

アメリカ、英国、カナダ、韓国、オーストラリアの例が挙げられていますけれども、それぞれの競争当局では消費者行政を担当していて、かつ、不当表示のみをやっているという部分的なかわり方であるところは無くて、取引規制全体を担当しているという形がみられるところです。これ以外のパターンとしては、全く消費者行政をやっていない競争当局というのもあるように聞いています。

ここの消費者行政の一元化の提案については、一元化の全体を公正取引委員会が担うという提案をしているわけではありません。巨大な組織を作ることだけが一元化ではないというふうに考えていまして、これからいろいろな組織の議論が行われると思いますけれども、その中で独立の行政委員会としての公正取引委員会は、法執行に強みを持っているというふうに考えており、その取引規制部分の法執行を担当することが適切ではないかと考えているところです。説明は以上です。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

レイク会員 今配られました資料の 10 ページについて質問させていただきたい。10 ページに関して質問させていただく上で、その前に前半のディスカッションとの関連がある私のコメントも含めてお話をさせていただきたいと思います。

まさに経済がグローバル化している中で日本経済の競争力の評価を国際的にする上で、規制環境は絶えず課題になっています。その意味で、競争政策の展開が日本経済の競争力を低迷させないことが大事だということ——よく御存じの皆様の前で釈迦に説法のようなことを言うつもりは無いんですが、先ほどのいろいろな御説明を伺っていますと、規制の透明性と予見性という意味で、まだ作業がたくさん残っているからだと思うんですが、いろいろとまだ分かりにくい。

特に国際的に見たときに、更に理解されていくようにする努力が必要なんだと思うんですが、特にデュープロセスの上で O E C D の Guiding Principles for Regulatory Quality and Performance（規制の質と効力についての指導原則）に書かれているように、本当に当たり前のことですが、予見性等の視点、そして整合性というものが本当に確保されているのかどうか。先ほどの会員の皆様の議論も含めて、優越的地位の濫用もそうですし、課徴金の対象となる類型の拡大も含めて、企業結合で事前にいろんな相談の必要性が更に出てくるということであれば、いろいろな意味で運用上課題が出得る。今の段階ではまだはっきりしていない部分もあるからそう感じたのかもしれませんが。

その視点で 10 ページの資料で御説明になっていることについて、更に追加で御説明いただければと思います。質問でもあるんですが、公正競争規約というのがつくられていて、そして業界において公正取引協議会を設立するということで規約が運用されている。そして 106 の規約が表示と景品それぞれであるという説明であると思うんです。

よく外国企業の多くの関係者と話をしていますと、こういう意見があります。公正取引委員会の皆様もこれは御存じだと思うので、多分分かりやすい説明があると思うのでぜひ説明していただきたいんですが、公正取引協議会というのは業界の団体である。業界において公正取引協議会がつくられている。つまり公正取引委員会の、例えば先ほども議論になっていた審判制度の見直しの課題の中でも起こり得るデュープロセスの問題も含めて、今度は業界で作っている公正取引協議会というところが、どこまで透明性高く、かつ予見性を確保した、デュープロセスも確保した規約の運用をしているのか。

特に重要なのは表示、景品だけではない、ある意味で既存の業界の方々が——これは海外からもそうですが、国内からでも新規参入者に対して表示、景品の分野を超えるような反競争的なというところまではなかったとしても、競争制限的な活動が

行われていたとしたらもちろん大変なことになるわけです。そういうことが全く起きないように、そして、この協議会の運用というものが、デュープロセス、透明性、予見性を含めた上でグローバル化したプラクティスを確保しているという状況をどういうふうに実務上しているのかということについて説明をもう少ししていただければと思います。

根岸会長 お願いします。

鵜瀬取引部長 では、10 ページの説明を申し上げます。公正競争規約制度ですけれども、これは景品表示法の規定があります。景品つき販売や不当表示については、ある業者が行いますと、ほかの業者に波及する、あるいは昂進性（どんどんエスカレートする）という性質があると言われていまして、業界ごとに何らかのルールを作って自主規制という形で取り組むことが効果的だとされています。景品表示法上公正競争規約の制度がありまして、自主規制としての公正競争規約について公正取引委員会が認定するという仕組みがあります。

また、運用に当たりましては公正取引協議会を設立してそこが運用するということになっています。内容については、公正競争規約の認定の際に隅々までチェックするというようにしています。また運用の手続についても、併せて規則として定めることになっており、それも私どもが届出を受けてチェックしています。

また、実際に公正取引協議会が新規参入を排除するような行為が行われているのではないかとありますが、これは公正競争規約に基づく行為としてそのようなことはあり得ません。もし公正競争規約以外の手段で何らかの競争制限的な行動が行われているとすれば、それは独占禁止法上問題となり得るものです。また、公正競争規約の内容自体が厳し過ぎて時代に合わなくなっているということもあり得るわけですが、これについては不断の見直しをするように日ごろからも指導してきており、現に毎年のように規約の変更があります。

どういう具体的な事例を念頭に置かれておっしゃっているのか分かりませんが、公正競争規約について言えば、内容的には公正取引委員会が認定の際にチェックを入れていること、運用についても監視しているということで、競争制限的であるというふうに疑われるようなものではないと考えています。

レイク会員 私の説明、質問の仕方が悪かったのかもしれません。過去に幾つか歴史的な具体例としてあったと思われる外国企業が思っていることについて、今日、議論するつもりは全くありません。

私が今日お話しし、かつお聞きしたかったのは、そういうパーセプションなのかもしれませんが、特に法の執行の責任をお持ちになっている公正取引委員会の皆様ではない業界関係者が自主規制機関としてルールをやるというのは、金融の業界でもいろいろとあります。それイコールすべていけないから排除しろということを言っているのではなくて、権限の委譲がされた自主規制機関に対する責任は 100%委譲した組

織が持っているわけで、そういうことが全く無いように、透明性の高い運用が行われているように、グローバル経済の中で国際社会がしっかりと理解するような形で行われていると思います。それをどのように実務上確保しているのかということについて、現状の中でそんなことはあり得ないから起きないということではもちろん説明にはならないので、現状でどういうふうに行われているのかということについてお聞きしたつもりです。

今日は時間の関係もありますので、また違う機会に私にどんどん御説明いただければその上で理解できるのかもしれませんが、私の勉強不足の部分があるので聞き方がいけなかったのかもしれませんが、この課徴金制度の強化をするのであれば、そして更にこの適用が拡大されていくということであれば、それと同時に、この協議会の位置付けも更に注目されると思いますので、その視点について、まさに消費者保護の実現とその促進の実現に貢献する形でなされると思いますが、分かりやすくなるようないろんな取組が必要なんだと思います。

根岸会長 分かりました。どうぞ。

全国消費者団体連絡会 阿南氏 12 ページの公正取引委員会が消費者行政の一元化について提案されているところについて、3点ほど質問させていただきたいと思います。先日も、私どもの内部の会議でこれを説明していただきまして、検討もされたわけですが、そこでの質問とダブるかもしれません。まず1点目は、真ん中の表でいいますと、取引規制について公正取引委員会が役割を果たせるという、いわば立候補になっているわけですが、ここは具体的に言うと、今ある消費者契約法とか特定商取引法とか割賦販売法とか、そこを所轄するということをお考えになっているのかということです。

2点目は、そのような非常に権限の強い組織になっていきますと、それなりの体制の強化が必要だと思います。今は景品表示法だけの執行という体制になっているわけですが、そうなったときには公正取引委員会の職員の配置が少し膨らんでくるのではないかと思います、その辺をどうお考えになっているのかということです。

3点目は、今現在、消費者の問題で消費者被害をどう救済するかということも大きな問題になっており、違法収益を消費者に還元するとか、基金としてためておいて、役立てていこうということが挙げられているわけです。課徴金と、その関係をどこまで考えておられるのかということについて質問させていただきたいと思います。

根岸会長 三つあったわけですが、お願いします。

鵜瀬取引部長 まず取引規制の内容はどういうものとして考えているのかということです。

この点については、現在の何省が何法を持っているから、それをどっちに持っていくというような議論をしているわけではありません。したがって、取引規制に分類されるような規制として、そもそもどういう規制が必要なのかという議論は別途行われるものと思います。

私どもがその議論に参加することも多分あるだろうと思いますが、現行の法制度がそもそも足りているのか、過剰な規制になっているのかどうか、分野として十分カバーされているのか、手段はどうかという議論は当然行われるべきものと考えています。その中で取引規制に分類されるようなものがあれば、そこで何らかの行政の役割が定まるわけで、そこを担わせていただきたいという格好です。

また、体制についての御質問ですが、現在、私ども公正取引委員会の職員数の約1割が景品表示法の運用関係の消費者行政の担当ということになっています。これは競争法の枠内でやっているのですということになっているわけですが、もしこれが違う枠組みの中で競争政策と消費者政策を2本柱のように扱うということになれば、そのウエートはどんどん変わっていくものと思います。例えばアメリカの連邦取引委員会は、全体の人員のうちの半分は消費者行政担当だということですので、そのようなバランスになるようなこともあるのではないかと思います。

それから、課徴金と被害救済の関係についての御質問ですが、課徴金も、今はちょっと切離しがありますけれども、もともとは事業者の違反行為による不当利得分をそのまま事業者の手元にとどめないということで作られた制度ですので、違法収益の剥奪というふうに位置付けることも可能だろうと思います。

したがって、私どもは独占禁止法上の課徴金制度を運用していて、今度それを不当表示にも広げようとしているわけですが、ほかの取引規制部分についても課徴金制度を入れるということは十分あり得ると思います。更にそれを被害者に渡すということになりますと、これは制度設計が大変難しいのではないかと思います。そもそも何を禁止して、その禁止行為をやった場合にどのようなサンクションを置くのかという中で決まってくるものと考えています。

根岸会長 ほかにございましたら、どうぞ。

村上会員 競争当局がやっている消費者保護の行政ということの意味で、先ほど申し上げたのは、中核になる規定は、競争当局による消費者政策がある国の法制では、実体的には欺瞞的行為とか欺瞞的顧客誘引となります。それに対して、課徴金の対象にしたりペナルティーを課す。

ただ、ペナルティーは必ずしも必要ではないのであって、競争当局がやる消費者保護の行政の意味というのは、むしろ悪徳商法でも詐欺的商法であっても、早めに事件調査に着手して被害の拡大を防ぐということが最大の役割だと思っています。

微妙な詐欺的商法、悪徳商法で、事件に着手するといっても、どの時点で立入検査を行うかは口で言うほど簡単ではない。そこは欺瞞的顧客誘引みたいな条項をきちんと実体規定で置いて、公正取引委員会がきちんとやりますという取組をすべきだと考えています。

ただ、それをやるのは、ある程度役所として決意が無いとそう簡単にできるわけではないので、詐欺的商法や悪徳商法について早期に着手して被害の拡大を防ぐ。そう

いう体制をとるし、それに対してある程度責任を持つ。そのぐらいの決意ということ
でないと、意味の無いことかなと思っています。アメリカ、カナダ、オーストラリア
はそれを目指してやっているのだろうと考えます。

根岸会長 ほかにございますか。多分議論の論点が多過ぎるのかもしれませんが。よろしい
ですか。——どうぞ。

北原会員 中小企業団体中央会でございます。今回の改正独占禁止法の法案については、
課徴金の適用範囲の拡大とか文書提出命令の特則の導入ということで、公正取引委員
会の皆様方には非常に御苦勞されて、よくここまで入れていただけたものというふう
に敬意を表したいと思っています。

国会に入ったわけでして、これから国会議員の先生方の御審議ということで、この
とおりかどうかは分らないとは思いますが、私ども中小企業の立場に立つ者としては、
資本主義メカニズムを正常に機能させるという意味での独占禁止法の役割ということ
だと思いますので、大企業の横暴を許さないという視点は非常に重要だと考えており、
ぜひとも改正法案の早期成立に向けて更なる御尽力を賜りたいと思っています。

それから、消費者団体訴訟制度が今回入るということに関連して、昨年、報告書
の中で事業者団体訴訟については時期尚早という整理がなされているやに聞いていま
すけれども、これについてもぜひ実現する方向で御検討を開始していただけないかとい
うお願いをさせていただきたいと思います。以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。今のは御意見というふうに承ってよろしいですか。

北原会員 はい。

根岸会長 よろしいですか。——それでは、今日の会員の皆様の議論はここまでにさせて
いただきまして、最後に竹島委員長から御発言をいただければと思います。

竹島委員長 今日も長時間ありがとうございました。幾つか申し上げたいんですが、まず
今日のテーマ順に独占禁止法改正の話です。これは今日も御質問があったように、審
判制度の見直しが隠れた大きなテーマということでした。これについては、先ほど古
城先生から御質問がありましたが、率直に言いまして、平成 17 年改正のときからこの
話がありました。経済界では「公正取引委員会が検事と裁判官と一人二役やるのはけ
しからん。審判制度を廃止するなり、せめて選択制にしろ」というようなお話が当時
からあって、それが大きな理由で平成 17 年改正の附則第 13 条ということで、見直し
規定が設けられたわけです。

ここにも基本問題懇談会に御参加の先生方がいらっしゃいますが、2 年間議論して
いただいて、我々としては、審判制度は改正後のままでいいと。少なくとも私は特に
そう思っていまして、事前審判より事後審判にして、とにかく効果があったことは間
違いない。要らぬ争いごとが無くなったという意味で、我々にとっても、また企業側
にとっても、非常にいいことになっていますので、自信を持って改正後の事後審判で
いいと思っていました。

幸い、基本問題懇談会でも、当面それでよろしいということだったものですから、そのとおり法律改正を進めようということで、平成 19 年夏以降やってきたわけですが、基本問題懇談会の報告にこう書いてあると言っても、「はい」と言って皆さん分かってくれない。経済界、それから自民党。これから民主党がどう言って来られるかですが、民主党も、審判制度はそのままがいいとはおっしゃらない可能性もあるんじゃないかと思っています。

そこで、この改正の話をきちんと整理するため、審判制度については話がつかないからこの際全部見送りだというわけにも現実問題としていかないの、まとめる話と与党とやっていて、その一部の情報が新聞に流れた。

確かに公正取引委員会としては、これをまとめるに当たって審判制度そのものは護持ということがベストなんだけども、裁判所に行く道を開かないことにはおさまりがつかんだろうということですが、そのときに「オール・オア・ナッシングなのか。全部審判をやめるのか。それで全部裁判所か」という声が、特に経済界では強いわけですが、「そこはよくよく考えてください。企業結合もそれでいいんですか。日本の裁判というのは、行政処分について違法か適法かの判断しかしませんよ。条件付きのような弾力的なことはありませんよ。そういうことになると、端的に言って、新日鉄の誕生のときのような判断はなし得ないがそれでいいのか」という議論をしたら、どういう条件を満たせば、合併してもいいか悪いかとかというようなことは事前審判のほうが合理的だということになって、事柄によって分けるというのは合理的だなという話を大分しました。

それが、自民党の独占禁止法調査会（独禁調）の意見としてまとまる前に時間が来て、これはほかの改正と同じように施行するわけではなくて、少なくとも 1 年間詳細に検討した上で結論を出すことなんだから、これ以上話を詰める必要もないし、すべきではないということになりました。新聞に一部報道されたことは事実ですけども、それが何らかの案になっている、オーソライズされた案になっているということはありません。したがって、これからこの法案の中で、さっき申し上げたように民主党がどういうお考えを国会で出してこられるか等々も見ながら、1 年かけて審判制度の在り方については議論して、来年の通常国会にその答えを出していくということにさせていただきます。

それから、不公正な取引方法に対する課徴金の話は、平成 17 年の改正からありまして、あのときには不当廉売とか優越的地位の濫用について課徴金をかけないのはだめだという話が与野党を通じてありまして、附帯決議にも入っている。

そういうことについて欧米は、特にアメリカは手を出していないということも十分知っていますし、出すに当たっては、合法とそうじゃない場合の線引き等について難しい問題もあるんじゃないかと。正常な商売を萎縮させるのはよくないという議論もあって、我々はそれに対しては慎重であったわけですが、日本の政治状況の中では課

徴金賦課の要望が強く、残念ですが、意見は通りませんでした。そこで、先ほどありましたように、2回目からやりましょうということで、基本的にはこういう事件については、角を矯めて牛を殺すようなことが無いような法律の運用をしなければいけないというふうに思っています。

それから、排除型私的独占はいろいろ御議論があって、大企業の方は心配して、アメリカもこういうものについては非常に慎重なんだけれども、御案内のように、EUは市場支配的地位の濫用ということで、マイクロソフト等々が違反を問われているわけですが、日本にも私的独占の規制があって、排除型については今はただ「やめなさい」ということでしかない。これの競争への影響というのは、課徴金をかけないということが決してふさわしい類型ではないと私は思っています、これはきちっとかけるべきである。

ただし、そのときの線引きをどうするかということは確かに問題です。問題ですけれども、平たく申し上げますと、我々が今まで法的措置を講じてきたような私的独占というのは、まずもって課徴金の対象になるというふうに見ていただくのがよろしいかと思います。それを具体的にどうガイドラインに書くかというテクニカルなことがあります、これはきちんとやる必要がある。排除型私的独占の問題というのは世界的に問題になってきているということなので、日本だけが課徴金を入れないというのはまずいという判断は政策的にも出している。不公正な取引方法とは格が違うというふうに思っています。

次にレイクさんがおっしゃったことですが……。レイクさんもいろいろ御経験が豊富なので、私以上に日米協議を御存じなんでしょうけれども、私は公正競争規約を運用する公正取引協議会が、それをいいことに裏で悪さをしているとしたら、これはとんでもない話で、そういう情報があればぜひ私どもに入れていただきたい。私はやっていないと思っていますが、仮に公正取引委員会が知らないだけだということであれば、そんなことは断固として正さなければいけない。

現実問題、これを作るときはいろいろ公聴会を開いたりして、相当専門家の意見も聞いて、消費者の方々の意見も聞いて規約を作って運営する。もとはといえば、公正取引委員会のマンパワーが足りませんので、何でもかんでもこういう話までやっていたら倍いても足りないぐらいです。そういう意味で、善良なる民間の自主規制団体としてやっていただく。その内容はこちらもちんと認定していますし、行動についてもチェックする。この間も、ただ存在していて動いていないものがないかどうかという総点検もしてもらったりして、そういうことで気をつけているつもりなので、何かお気づきの点があればどうぞ言っていただきたい。

加えて、これはレイクさんをお願いしたい。こちらレイクさんに対する御説明が足りないのかもしれないけれども、私のところに今回の法律改正に絡んで、海外のいろんなところから心配の手紙、簡単に言えば不満のお手紙が来ているんですね。その

一つに、「企業結合について、今度の改正はえらい細かいケースまで日本の公正取引委員会は取り上げるつもりか」みたいなことが書いてありました。

それは大いなる誤解で、届出基準についてこちらが 200 億円と言っている話を、10 億円ぐらいから相手にするように誤解されているから、これは困ったもんだなというので、我々もいただいたお手紙に対しては、きちんと誤解の無いように、こういうことを考えていますよと。

今日御説明したように、外国と比べても日本の公正取引委員会への届出が面倒くさい、そんな細かいことまで手を出すのかということのないようなことを考えて、今設計しているつもりですので、特にその辺は我々の情報提供も足りないかもしれませんが、ぜひレイクさん、海外の方への説明をお願いします。

それから、三つ目の消費者行政の一元化。消費者団体の方々も、公正取引委員会に対してあまり信頼を置いていただいていないのか私どもは消費者団体こそ頼りだと思って、世の中で公正取引委員会についてシンパシーのある方は個人的にはおられても、団体として公正取引委員会の応援者というのは消費者団体しかないと思って仕事をしているんですが、その消費者団体の方々からも、今説明した案が評価されていないというのをちょっと残念に思っているのです。

従来の公正取引委員会というのは景品表示法しかやっていないということなので、そのことについて、公正取引委員会が努力不足ということなのかどうか。私は、そうではなくて、日本の霞が関という行政組織がそういうふうになっている中で、公正取引委員会がどんどん人のものをもって、やりますと言ったところで、どうにもならないから、やらなかったということだろうと思っているのです。

今回、福田総理がああいうことをおっしゃったということで、それならば、さっき説明したような案も我々としては提案をさせていただいて全体の議論の中でお使いいたしたい。その中で、取引関係で具体的に役所間の法律なり権限の移動があって当たり前で、それがなくして一元化なんていう議論をすること自体がおかしな話だと思っています。ところどころ既得の権限はいじらずに、それでもって何か統一された強い権限を持った役所を作るという議論をしている向きがありますが、これはとんでもない話で、そんなものだったら、やめてほしいというのが私の考え方です。当然、権限と法律は移動がある。

具体的に言えば、経産省が持つておられる特定商取引法とか割販法というのは、人も含めて公正取引委員会に移動するというのが、この案の当然意味していることであり、そのためには、今の公正取引委員会の中に消費者保護局をきちんと作る。競争法の一環とか、競争法の特例法という考え方ではありません。豪州のように、競争と取引関係を監督する競争・消費者委員会にするということを申し上げているわけで、取引関係の消費者問題については全部、公正取引委員会がやるのにやぶさかではありませんということを申し上げています。

これは外国を見ても分かるように、最近の韓国の見直しというのは極めて目覚ましいものがある、日本の国民生活センターの全部を公正取引委員会に付けて、それまで企画立案は財政経済省が持っていたのを全部公正取引委員会に持ってきたように、まさに韓国は一元化をやっている。そういうことが受け入れられているというのはそれなりの合理性がある。競争法と消費者行政というのは似ているし、最後の目的は消費者保護だということです。

公正取引委員会があるのに、別途消費者委員会なんか作って本当に動くのかということをお私には思っています。そういうことで、行政を複雑化するよりは、公正取引委員会をそのように改組するほうが合理的ではありませんか、同じ人員でできるのではありませんかということをお提案しているつもりです。ずばり申し上げてそういうことです。それでも、いろいろ御議論があり得るでしょうけども、そこはまさに消費者行政推進会議で議論していただければいいのかなというふうに思っています。そのために設けられているはずですから。以上、分かりやすく申し上げました。

いずれにしても、このねじれ国会で独占禁止法改正法案がどうなるか、やってみなければ分かりませんが、民主党を含めてこれを御理解いただくように精いっぱいやっていかなければいけないかなというふうに思っています。ちょっと長くしゃべって時間をオーバーしましたけれども、今日はありがとうございました。

根岸会長 多分、委員長が一番長くおしゃべりになったと思います。しかし、その熱意はよく伝わったと思います。どうもありがとうございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。次回会合の日時については、また事務局から御連絡申し上げますのでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

(了)